

# リカードウのポリテイカル・エコノミーと今日の租税三原則

佐藤 滋 正

はじめに

本稿は、一九世紀のイギリスの経済学者D・リカードウの名著『経済学および課税の原理』（二八一七年）で展開されている「課税論」を、現代の租税問題、とりわけ租税原則論と関わらせて考察したものである。<sup>①</sup>

今日、「租税の三原則」として、「公平」「中立」「簡素」という三つの原則がひろく知られている。すなわち、①租税は各人の担税力に応じて分かち合われるべきだという「公平」、②租税は個人や企業の経済活動における選択を極力歪めないものであるべきだという「中立」、③租税は徴集経費が少なく明確性と便宜性によって納税者の理解と納得が図られなければならないという「簡素」の、三つの原則である。この三原則は、租税徴集の際に行政官が心がけるべき一種の倫理的指針ともされており、税務関係のどの書物にも大抵その最初の部分に記されているものである。

例えば、手元にある『日本の税制』（諏訪園、二〇一一）という解説書を取り上げてみよう。同書の「第一編：税制の概要」では、「概説」「租税の歴史」「租税の役割」「税制と財政」「租税負担率」「国と地方の役割と歳入」が順次論じられ、その後、第七番目の項目として、「租税原則」が扱われている。同項目には見開き二頁が充てられており、右頁には、「アダム・スミスの四原則」「ワグナーの四大原則・九原則」「マズグレイブの七条件」という、租税原則をめぐるこれまでの諸学説が一覧表にしてまとめられ、左頁では解説が施されている。

それによると、「租税原則は各時代の経済・社会情勢等を反映してそれぞれ力点の置き方が異なるものの、税負担の公平性、経済への中立性、制度の簡索性といった基本的な諸要請において相通じているといえましょう」と、「公平」「中立」「簡素」の租税原則が「税制の準拠すべき一般的基準」として「各時代」に「相通じて」要請されてきたことが述べられ、続いて、三原則をめぐる今日の論争点が紹介されている。

すなわち、「公平」に関しては、「水平的公平」か「垂直的公平」かという従来からの議論に加えて、最近では「世間の公平」が問題になってきていることが、「中立」に関しては、「民間部門の潜在力」を發揮させるために「経済活動」に歪みを与えないというこの原則が、経済の国際化・成熟化の進展とともに一層重要性を高めてきていることが、「簡素」に関しては、徴税コストによる租税回避行動を誘発しないようにすべしという従来からの議論に加えて、「国民の理解」を得るための「租税制度の簡索性」という新しい論点が登場してきていることが、それぞれ指摘されている。そして、近年の消費税率引き上げの論議との関連で、垂直的公平に資する「累進的」所得税」と水平的公平に資する「消費税」の長短が指摘され、「各種の税目を適切に組み合わせるよう工夫が行われています」と結んでいる。<sup>(2)</sup>

「日本の税制」をコンパクトに叙述したきわめて適切な概説書と言えるだろう。この異論の余地のないあまりにも

淡々とした叙述に、あえてリカードウ課税論をかぶせてみて、そこに生じるある種の違和感を足掛かりにして、改めて今日の租税原則論を考えてみよう、というのが本稿の主旨である。いつの時代にも通じると言われるが、「原則」もまた、時代とともに重心を移動させるものではないのか。「中立」原則の比重が強まってきたと述べられるが、そのこと自体の評価という問題は残っているのではないか。実際の税目設定に際して三原則が衝突するばあい、調整の基準はやはりどこかに求められなければならないのではないのか。要するに、三原則を完成形態・究極の到達点として見るのではなく、古典経済学から現代に至るその生成プロセスの相対眺め、今日なお時代の底流で進行している社会構造の変動方向を見据えることを通して、三原則の現在と将来を照らし出してみよう、というわけである。

#### I. エコノミクスとポリテイカル・エコノミー

リカードウの『経済学および課税の原理 On the Principles of Political Economy, and Taxation』(第三版)は、三二二の章から成っており、経済学の原理部分(第一〜七章)、課税論部分(第八〜一八章)、論争的部分(第一九〜三三章)から構成されている。経済理論の章の後に政治的制度である課税章が続くというユニークな構成になっていること、また本のタイトルに「経済学」と「課税」が並記されている点でも、経済学の歴史上きわめて特異な書物と言えるだろう。とはいえ、そのタイトルが、日本語訳で字義どおりでないことは、夙に指摘されるところである。英語の原タイトルを直訳すれば、「経済学および課税の原理」ではなくて「政治経済の諸原理および課税について」とあるべきところだからである。すなわち、①「経済学 economics」ではなくて「政治経済 political economy」、②「原理 principle」ではなくて「諸原理 principles」、③「および課税の原理 and principle of taxation」ではなくて「および課税 and

「taxation」という二つの異同が指摘されうる。このうち②と③についてはすでに論じたことがあるので、ここでは、本稿の主題と密接に関わる①にのみ絞って、若干の考察を加えてみることにしよう。

「政治経済」を「経済学」と訳出したことについては、A・マーシャル(一八四二～一九二四)の眼を介することに よって、理解を若干深めることができるだろう。一八七〇年代の限界革命を承けて経済分析に数学を導入し、自らの 主著を『経済学原理 Principles of Economics』と命名したマーシャルは、古典派の「ポリテイカル・エコノミー」を 「エコノミクス」に置きかえた中心人物として、一般に知られている。<sup>(4)</sup>

しかし、「ポリテイカル・エコノミー」を「エコノミクス」に置き換えたとき、①「ポリテイカル・エコノミー」とは異なる「エコノミクス」の、語としての指示領域の相違がもたらすズレという問題、②「ポリテイカル・エコノミー」という語の生成プロセスにはらまれていた「ポリテイクス」と「エコノミー」の緊張関係の消失という問題が、 どうしてもつきまとう。実はこれらの問題は、古典経済学の「ポリテイカル・エコノミー」に対して「エコノミクス」を対置したマーシャル自身がもつとも痛切に感じていたはずの問題であって、『経済学原理』において、すばらしく目配りされているがあまりにも長い第一編の「予備的考察」や「付録」が何故書かれなければならなかったかの理由も、実はこの点に関連してくると思われる。

まず①の、「経済学」という語と「政治経済」という語のカバーする領域の違いについてである。「経済学 economics」が、「政治学 politics」や「倫理学 ethics」と同型の語尾(-ics)をもつことは、この学が研究対象よりも どちらかと言うと研究主体により近接した実際的な学問であること、を推測させる。「政治学」は積み重ねられてきた政治的実践への省察であるし、「倫理学」は表明された価値実践の探求である。同様に、「経済学」もまた、経済的

な諸行為の経験的堆積への考察として性格づけることが可能だろう。つまり、語尾が(-logy)である「人類学 anthropology」や「考古学 archeology」が学の主体でなく対象に向かい、その体系化を語り出そうとするのとは違って、「経済学」は、より強く行為主体的な経験的領域に踏みとどまろうとする学問、とひとまず言えそうである。

これに対して、「政治経済」という語は、研究主体と研究対象が「経済学」や「考古学」ほどにはまだ明確に分離していない学問としてイメージできるだろう。研究する主体が研究対象への深い愛着の中に没入し、学問はそれ自体のためだけに存在すると言い切る「哲学 philosophy」や「天文学 astronomy」ほどではないとしても、「政治経済 political economy」における研究主体と研究対象の位置はかなり近い。これに対して、「経済学」は、学問におけるその主体的スタンスによって研究対象を突き放し、それゆえ、かえって対象についてのひとまとまりの知としての「科学」になることがどうしても要求される学問、と言えるだろう。世知に疎い現実離れた「哲学者」のエピソドは、しばしば私たちに主客が渾然一体となった「学問」の原点をほほえましく思い起こさせてくれるものだが、しかし、経済学を探究していても経済的日常生活を知らない「経済学者」が賞賛されることはまずない。「経済学」は、絶えず「経済」を呼び起こし「科学」する宿命を帯びた学問なのである。

「ポリティカル・エコノミー」を「エコノミクス」と呼びかえるとき、「政治経済」という語がもっていた研究主体と研究対象のこのようなぼんやりと一体的なイメージは失われがちである。したがって、逆に、「経済学」という言葉を使うばあいには、この語がもつ、学問主体と学問対象の切断という問題に、われわれは十分に自覚的であるべきなのである。「経済学」という語は、「政治経済」という語のばあいには生じなかった、「経済の原理」と「経済学の原理」の分離、あるいは「経済学の原理」は「経済の原理」なのか「経済の学の原理」なのか、という問題を絶えず

呼び起こしてしまうからである。それは、「エコノミー」とは何かという、既述した②の、「政治経済 political economy」という語の生成プロセスの消失という問題にも、関連してくる。

よく知られているように、「ポリテイカル」という言葉は、ギリシャ・ローマの polis (city) state に遡り、ギリシャ語の「ポリティア」からラテン語の政策的行為を表す「ポリティクス politicus」となり、政府の統轄的な行動 politics and government、さらには「公的」な国事行為 affairs of state 全般を指す語として定着していった。これに対して「エコノミー」という言葉は、ギリシャ語の「家」を表す「オイコス oikos」と、「秩序・法」を表す「ノモス nomos」の合成語であり、一定のまとまりをもった円滑な動きという意味で使用されていた。すなわち、「ポリティクス」は国制という「公的な」領域に関わる用語であり、「エコノミー」は「私的な」家の領域に関わる用語であった。ハンナ・アレントが述べたように、古代ギリシャやローマでは、両者はまったく異質の領域を指示する語であり、それゆえ、「ポリテイカル・エコノミー」という語が成立する余地はまったくなかったのである。<sup>(5)</sup>

「ポリテイカル・エコノミー」という言葉は、一七世紀頃からヨーロッパに現れるようになるが、アダム・スミスが「重農主義者」と呼んだ一八世紀フランスのフィジオクラートが「エコノミー」を語り始めたことから、一気に広まる。<sup>(6)</sup> フィジオクラートは、当初、自分たちを「エコノミスト economists」と呼び、自分たちの学問を「経済科学 science économique」、後に「フィジオクラシー physiocratie」と命名した。「自然 physio」の「支配 cratie」という語義が示しているように、フランス革命前夜の人為的な統治体制によってがんじがらめになったフランス社会の中に動く新しい時代へのうねりを、彼らは「エコノミー」と呼んだのである。この学派の祖師であるF・ケネー(一六九四―一七七四)は、公的なポリティクスの内部に流れる新時代へのまとまりをもった動きを、一枚の表にして国王に献呈

した。それは「経済表 tableau économique」と呼ばれ、フランスの生産・流通・消費の総合的な循環運動を示すものであった。<sup>(7)</sup>

「エコノミー」は、「ポリティクス」の体内で生成している循環的活動として概念されたのである。「動き」であるから、それ自体では掴みようがなくとりとめのないものであり、何らかの「ポリティクス」の枠内にあって、「ポリティクス」によつて形が与えられるものである。一步踏み込んで言えば、「エコノミー」は、「ポリティカル・エコノミー」として存立するほかないものである。すでに何らかのポリティクスによつて形態規定された眼前の「ポリティカル・エコノミー」に、課税という新たな「ポリティクス」を外側からぶつけてみたときに、当該の「ポリティカル・エコノミー」はどう動くか。丁度、物質の構造的性質を調べるときに外的な振動や圧力のようなストレス・テストを加えるように、リカードウは、「政治経済」に「課税」を衝突させることによつて、「政治経済の原理」を析出したのであった。

「エコノミクス」と言うとき、研究対象としての「エコノミー」が外側に客観的に立ち現れてくるが、そのばあいの「エコノミー」は、一方で、「科学」されるものとして固定化された「エコノミー」であり、他方で、「ポリティカル・エコノミー」から「ポリティクス」が剥離させられた抽象的な「エコノミー」である。本稿は、このような固定的で抽象的な「エコノミー」ではなく、「課税」に直面させたりカードウの「ポリティカル・エコノミー」にもう一度立ち帰って、現代社会における「租税原則」の意味を探つていこうとするものである。

## II. 租税原則の問題圈

リカードウ(一七七二〜一八三三)は、スミス租税論からの理論的脱却を図る叙述の中で、課税に際して心がけるべきいくつかの定言を書き記している。とはいえ、明示的に租税原則論を展開しているわけではない。そこで本節では、租税原則を語るばあいに必ず参照基準とされる、A・スミス(一七二三〜九〇)とR・A・マスグレイブ(一九一〇〜二〇〇七)の租税原則論を取り上げ、「公平」「中立」「簡素」という諸原則が今日の租税論において占める理論的布置を、両者の対比を通して考えてみることにしよう。

スミスは、『国富論』の「租税論」冒頭で、「租税一般に関する四つの原則」を論じている。すなわち租税は、①収入に比例した公平なものであり、②誰が見ても明確で恣意性の入り込む余地がなく、③徴集に当たっては納税者の便宜が十分配慮され、④徴税コストは極力低く抑えられるべきだ、と述べている。後に「公平」「明確」「便宜」「徴税費の節約」として知られる、租税徴集上の四つの留意点である (cf. Smith, 825〜26)。

他方、マスグレイブは、『財政学』において、望ましい租税構造のための以下の六つの「要件」を摘記している。すなわち、①租税負担が「公平的」で「公正な分担」であること、②「経済的な決定への干渉」を最小化し、効率的な市場への干渉がもたらす「超過負担」を最小化するような租税が選択されるべきこと、③投資意欲を促進するよう租税体系の公平への干渉を最小にすること、④課税対象の安定と成長のための財政政策が容易になるような租税構造であること、⑤公正で非恣意的な税務行政と納税者が理解しやすい租税体系であること、⑥税務執行と応諾の費用が低いこと、という六項目である。そしてそれに続けて、「良い租税体系は公平、効率および行政の容易さに適合す

るようにデザインされるべきだ」と述べて、今日の租税三原則のほぼ下敷きとなるような叙述を与えている(Musgrave, 235~36)。

スミスの四原則とマズグレイブの六項目を単純に対照してみれば、スミスが基本的に租税支払者 tax payer の目線から「原則 maxims」を組み立てているのに対して、マズグレイブの「要件 requirements」が租税徴集者 tax collector の目線からのものであることが、まず指摘されるだろう。そして、スミスの①とマズグレイブの①が「公平」原則に照応していること、スミスには明示されていない「中立」原則がマズグレイブでは②③④として独自に項目立てされていること、またスミスの②③④がマズグレイブの⑤⑥に「簡素」原則として整理されていること、が指摘されよう。これらの相違点を、両者の間に横たわる二〇〇年の歴史的推移を踏まえて考察するならば、「公平」「中立」「簡素」のそれぞれの原則について、以下のような理論問題を提起することができるだろう。

まず、「公平」に関して。両者の「公平」が、まったく異なる土俵の上で語られていることが指摘されなければならない。スミスが生きた一八世紀はもちろんのこと、一九世紀においてすら、租税支払は基本的に一部の富裕者を対象とするものであった。<sup>(8)</sup> すなわち、スミスにおける「公平」は、公共的な義務と責任を負うべき富裕者の能力に応じた「公平」な責任分担への要請であり、それに応じることが「所有」の確立と結びつく時代に唱えられた租税原則だったのである。

他方、二〇世紀のマスグレイブにおける「公平」は、階級社会が事実上解体していき、「国民」がひろく租税支払者として登場してきた時代の、受益に応じた「公平」な負担への要請である。すなわち、「垂直的公平」への大枠における進展の上での「水平的公平」論であり、「垂直的不公平」を暗黙の前提としたスミスの「水平的公平」論とは、

置かれた社会状態をまったく異にするものなのである。世界史的レベルで見れば、今後、「垂直的公平」は、単に「所得」だけでなく「資産」についても、基本的にはさらにいつそう進展していくことが遠望され、今日の「水平的公平」や「世代間公平」の議論も、大局的にはこの方向を踏まえた上での公平論として展開される他ない、と考えてよいだろう。

次に、「中立」について。マスグレイブにおける「中立」原則の定式化は、スミス以後の地球的な規模での世界経済の拡大を背景に主張されたものである。マスグレイブは、A・H・ワグナー（一八三五～一九一七）が一九世紀の「公的支出費の上昇」を見通して、国民経済の発展を阻害しないような課税への「社会的配慮」を立言したことを高く評価し紹介している（Musgrave, 142）。もちろん、「政治」から「経済」を分離させ、「エコノミー」への「ポリテイクス」の浸潤の防遏によって国富増大を企図したのが他ならぬスミスであったことを想起するならば、ワグナーやマスグレイブが唱えた「中立」原則はスミスも含む経済学者にとって不動の一貫したテーマであった、とも言えるだろう。とはいえ、「エコノミー」への「ポリテイクス」の干渉の排除は、エコノミストにおいて侵しえない不文律として必ずしも常に聖別されてきたわけではない。例えばマスグレイブにおいても、確かに一方では、「経済的決定に対する干渉」を小さくすることによる「効率的な市場」の確保が説かれてはいるが（Musgrave, 235）、同時に他方では、もし市場が不完全なばあいには「中立」原則は妥当しない、と語ることも忘れられてはいない。効率的な状態の市場に新たに導入される租税は中立的であるべきだという命題は正しいとしても、すでに歪んでいる市場を匡正するために導入される租税が中立的であるべきだということにはならない、とマスグレイブは述べている（Musgrave, 324）<sup>(9)</sup>。「市場」が超歴史的に万能でありえないことは、マスグレイブにおいても自明だったのである。

最後に、「簡素」について。租税支払いがひろく「国民」全般に普及した今日、租税負担を嫌悪する義務感なき一般大衆の直接的感情を土壌にして、租税徴集システムの「簡素」の原則は、問答無用であるかに見える。批判の鋒先は、租税徴集機構ばかりでなく、租税支出項目である立法議員の歳費・官僚機構の経費等々を経て、政府機構全体にまで及びつつあることは、今日、周知のところである。

この現象は、マスグレイブがその第五番目の項目で、「租税体系は公正かつ非恣意的な税務行政を可能にし、納税者に理解されうる understandable ものであるべきだ」(Musgrave, 235) と述べていたことと、併せて考えてみる必要があるだろう。この言葉は、納税者が「理解」できるように租税体系の公正と税務行政の非恣意性が確保されなければならない、と読めるわけだが、「簡素」化によって深められた納税者の課税機構全体への「理解」は、必ずしも一方的に政府規模縮減に向かうとは限らない。そもそもスミスは、「徴税費の節約」について、「すべての租税は、人民のポケットから取り立てるにせよ、また収入がポケットに入らぬようにしてしまいうにせよ、それらの分と国庫に入る分との差が、できるだけ小さくなるように工夫すべきである」(Smith, 826) と述べて、徴税費用を、国庫と私的収入の「差」という相関関係の位相の中で問題設定していた。今後、税務行政から国家機構全体へと視野を広げていく納税者の「理解」の深まりとともに、「簡素」の原則は、どのような「政府」をつくるかという議論(それは場合によっては政府規模の拡大も含みうる)の中で模索されていく、と考えられる。

スミスからマスグレイブに至る約二〇〇年の間に、租税原則論は、 $\text{租税論}$  から  $\text{課税論}$  へとシフトした。また、租税支払いの大衆化と増大する財源確保のための経済発展への期待は、「公平」原則が置かれた土俵の転換と「中立」原則の比重の増大、そして「簡素」原則における新たな論点の胚胎という、諸局相を展開させつつある。で

は、発展的状态から安定的状態に移行する様相を見せつつある今日のエコノミーの中で、「公平」「中立」「簡素」の三原則は、それぞれの議論の軸足をどのように移動させていくだろうか。この点を、リカードウ課税論という、経済学のもう一つの古典の篩の目を潜らせながら考えてみることにしよう。

### Ⅲ・リカードウ課税論の表層

リカードウの課税論は、モルト税やタバコ税や農業用馬税や、あるいは所得税のような、当時の具体的な税收項目に触れることはほとんどない。また、地租・消費税・関税を基幹とする歳入構造そのものを直接検討することもなく、まとまった租税原則が示されることもない。リカードウが論じたのは、「課税」という政治的制度が、金流出制限や穀物輸入制限のような制度的障害と同じように、一国の富と労働にとってマイナスになる、ということであった。それとの対比で言えば、「機械の発明」は、一国の富にとって明らかにプラスに作用する。「課税」と「機械」が「富」と「価値」への作用において対極にあることについて、リカードウは次のように語っている。

「国内製造業を物質的に改良する機械の発明は、つねに貨幣の相対価値を引き上げ、それゆえ貨幣の輸入を促進する傾向がある。これに反して、すべての課税、つまり諸商品の製造業者あるいは栽培業者に対するすべての障害の増加は、貨幣の相対価値を引き下げ、それゆえ貨幣の輸出を促進する傾向がある。」(Ricardo, 214)

課税がエコノミーの障害である、と考える点では、リカードウもまたマズングレイブと同様に、基本的にスマスをひき継いでいる。リカードウの課税論が特筆されるのは、スマスが先鞭を付けた「富」というエコノミーの領域を、その原理である「資本」を中心にしてさらに立体的に組み上げていったことにおいてである。リカードウは、「富」の

いわば主体的本質である「資本」に課される租税が回避されるべきことについて、こう言明している。

「政府の政策は、人民の中に資本と所得を増加しようとする気質を奨励するものであるべきで、資本に不可避にかかってくるような租税は決して課すべきではない。というのは、このような租税を課することによって、それは労働維持の元本を減損し、そしてそれによってその国の将来の生産を減少させるからである。」(Ricardo, 153)

回避されるべきだと言いながら、次節で論じるように、結局は租税が資本にもかかってくる、とりカードウは考えている。とはいえ多くの人が指摘するように、リカードウ課税論のもっとも目に付く議論は、租税がすべて商品価格に転嫁されて消費者の「収入」によって支払われる（したがって「資本」に直接かかってくることはひとまずない）、と押さえる点にある。すなわち、スミスにおいては、農業部に課税されたばあいには、農業者は地代支払いの際にその租税分をあらかじめ差し引いて地代を支払うから農産品価格が上昇することはない、と論じられていたが、これに対してリカードウは、農産品を特別扱いせず、租税はすべて商品価格を上昇させるという、全面的な価格転嫁論を対置させたのであった。

「原生産物に対する租税は、地主によって支払われることはないだろう。農業者によって支払われることもないだろう。そうではなくて、それは、増加された価格のかたちで、消費者によって支払われるだろう。」(Ricardo, 157)

スミスは、租税は最終的な支払い源泉である純生産物を産む土地に直接賦課すべきであると主張したフィジオクラートの土地単一税に、単純に与することはなかった。しかし、租税による農産品価格の上昇を否認することによって、結局は、フィジオクラートと同じ結論（地代による租税支払い）に陥っているのではないか、とりカードウは批判的にスミスを眺めている。賃金税を例に取って、リカードウは次のように論じる。スミスによれば、賃金税によって製

造品価格は上昇しても農産品価格は上昇しないことになるから、価格上昇した製造品による賃金の上昇がさらに製造品価格を引き上げ、こうして、「まず賃金の財貨に対する、次に財貨の賃金に対する作用・反作用は、どんな指定される制限もなしに繰り広げられる」ことになり、結局は、「地主だけにこれらの租税の全負荷がかかってくる」という「馬鹿馬鹿しい結論に導く」ことになる、と (Ricardo, 224~25)。このようなアンバランスを避けて、リカードウは、租税が農産品も含めたすべての商品価格を上昇させるという全面的な租税転嫁論を展開したのであった。

「必需品であれ奢侈品であれ、すべての商品に対する課税は、貨幣が不変の価値のままであれば、それらの商品の価格を少なくとも租税と同額だけ引き上げるだろう。」 (Ricardo, 243)

リカードウは、「租税は最初に不公平でないかぎり決して不公平にはなりえない」 (Ricardo, 186) と述べているように、価格転嫁プロセスの無差別性を評価している。この評価の主張が、市場の「中立」性の観念と結びつき、租税の「中立」原則に繋がっていくことは、容易に予測されるところである。なるほどリカードウは、以下のように、市場(価格プロセス)の自由は必要とする人に資本をもつとも有効に配分する、とも述べている。

「一般的繁栄のためには、あらゆる種類の財産の譲渡および交換に対してあまりにも多くの便宜が与えられすぎることとはありえない。というのは、このような手段によってこそ、おそらくあらゆる種類の資本が、その国の生産物の増加にもつとも有効に資本を使用する人々の手に入り易くなりそうだからである。」 (Ricardo, 154~55)

しかし、市場の放任こそが「資本」の有効配分に通じると読めるこの記述が、特定の所得を特別に狙い撃ちにするような課税対象の選択は避けられるべきだという文脈の中で述べられていたことには、十分に注意しておく必要がある。リカードウは、スミスが推した敷地地代や公債利子への特別税は、たとえ道徳的・心情的な支持が得られるとし

ても、「公正」という点で好ましくない、と述べて、こう反対している。

「アダム・スミスは、敷地地代を課税のために特に適した物件とみなしている。……これらの租税の効果が、アダム・スミスが述べたようなものであることは認められなければならない。しかし一社会のある特定階級の収入に排他的に課税するのは、確かに非常に不公正 unjust であろう。国家の負担はすべての者によつて、その資力に比例して担われるべきであろう。」(Ricardo, 203～4)

そしてリカードウは、原生産物に対する租税は賃金を引き上げることによつて利潤を引き下げるが、地主や公債所有者のような「固定的所得」の享受者の所得は無税のままにしておかれるから不公平である、という批判に対して、もしそのような不公平が生じているのであれば、相殺税を課して事後的に調整すればそれではよいではないか、とも述べている。価格プロセスが潜在させる「不公平」性を、リカードウは明瞭に察知していたのである。

「もしも租税の作用が不公平ならば、立法府は、土地の地代および公債の配当金に直接に課税することによつて、それを公平にすべきである。そうすることによつて、各人の私事を詮索したり、自由国の慣習と感情にもとる権力を収税吏に与えたりするという、いまわしい手段に訴える不便なしに、所得税のすべての目的は達せられるであろう。」

(Ricardo, 160～61)

以上を通して読み取れることは、リカードウが価格転嫁プロセスを支持するのは、経済的な「公平」性がもたらされるからというよりも、その無差別性によつて「所有」に対する政治的な「中立」性が確保されるからだ、ということである。各人の私事の詮索をひき起こし「所有」侵害に繋がる恐れがある課税対象の事前的な選択は回避されるべきであり、その前提の上でこそ資本も有効に配分されうる、というのがリカードウの基本認識だったのである。

では、租税額分だけ商品価格を上昇させるという価格プロセスは、「資本」にどのような作用を及ぼすのだろうか。「ポリティカル・エコノミー」に「課税」をぶつけたとき、農業部面であるか製造業部面であるかを問わず被課税商品の価格上昇が生じるとリカードウは押さえたが、この全面的な租税転嫁論と資本配分プロセスとの関連はどう捉えられていたのだろうか。節を改めて論じよう。

#### IV・リカードウ課税論の深層

リカードウが『原理』の表題を、スミスのように「租税[Taxes]」でなくて「課税[Taxation]」としたことは、リカードウが租税を、租税支払者ではなくて租税徴集者の目線から論じていたことを伝えている。とはいえ、租税はひとまずすべて価格に転嫁されると捉えられており、また課税に際しての課税項目の選別は厳しく拒けられているのだから、租税徴集者の出る幕はない。これは、リカードウにまとまった租税原則論がない理由でもある。

確かにリカードウは、課税の選択を退けて価格転嫁プロセスに依拠すべきだ、と述べている。しかし、上で見たように、そのばあいにリカードウが語ろうとしているのは、課税選択によって資本配分に人為的な影響をもち込むよりも価格転嫁プロセスが具えている無差別性に依拠する方が（所有への侵害が回避できるから）ベターである、といういわば政治的な理由であって、価格プロセス（市場）が資本の最適配分をもたらすという経済的な理由では必ずしもなかった、ということである。むしろ、逆に、価格プロセスの経済的攪乱についてさえも、リカードウは語っている。例えば、リカードウは、賃金税のようにすべての商品に一律にかかってくる租税は、諸商品の相対価値を修正するために立法府の意図とは異なる「間接的效果」をもたらす、と述べている。各事業部面の固定資本と流動資本の構成比

率の相違が、租税賦課に対して異なった比率で商品価格を上昇させるからである。リカードウ課税論において市場は、資本配分に作用する能動的な原因というよりは、むしろ受動的な結果というべき位置も占めているのである。

「課税が、すべての商品の価値に同じ比率で作用して、それらの商品を従前どおり同じ相対価値に保つように公平に適用される、ということは決してありえない。それは、しばしばその間接的効果のために、立法府の意図とは非常に異なつて作用する。」(Ricardo, 239)

租税は市場において商品価格に転嫁されるが、その際、既存の資本構成に応じて価格の上昇率に歪みが生じてくる、と言うのである。リカードウ課税論における市場は資本配分の原因というよりも受動的な結果である、と述べた所以である。このような立論がもつ意味は、J・B・セイ(一七六七～一八三二)に対するリカードウの批判を通して、より明瞭に理解できるだろう。

周知のように、リカードウは『原理』の随所で、セイの『需給説』を批判して『生産費説』を主張している。セイは、租税によつて商品価格が上昇するが、租税の全額が商品価格に転嫁することはない、なぜならば、あたかも「発射する弾丸に作用すると同時に後退させる銃身にも作用する火薬の力」のように、商品価格が上昇すれば、商品需要が萎縮しそれに応じて商品供給も縮減してしまうからであり、したがって、租税は消費者にかかるだけでなく、供給を縮小する生産者にもかかってくる、と述べた(Say, 1018)。これに対してリカードウは、確かに個々の商品に関してはセイの言う通りだが、一国のレベルでは商品需要と商品供給が全体として減少するとは必ずしも言えず、租税は商品価格に転嫁され消費者によつて支払われるという理論枠は堅持され、『需給説』でなく、『生産費説』が貫徹することになる、と反論したのであった(cf. Ricardo, 243, 383)。

この議論は、以下の引用文と併せて読まれるべきだろう。すなわちリカードウは、こう述べている。もし租税賦課が、利潤税のように全商品に及ぶものであるならば、全商品の価格が全般的に上昇し、すると、消費者はお互いに価格上昇した商品を購買し合うことになるから価格上昇分は相殺されてしまい、それゆえ価格に転嫁した租税は消費者によつては支払われえないことになってしまう、と。

「もし彼らがすべて、利潤に関する租税の引き当てのために彼らの財貨の価格を引き上げることができるとすれば、彼らはすべてお互いの商品の消費者なのだから租税はけつして支払われえない、ということは明らかである。というのは、もしすべての者が補償されるのならば、いったい誰が納税者となるのであろうか？」(Ricardo, 226)

リカードウは、租税を価格に転嫁し消費者によつて支払われるという市場プロセスが機能麻痺することに、言及しているのである。セイのばあいには、租税による商品価格の上昇は商品の需要と供給を縮減させ資本移動をひき起すというように、市場はあくまで有効に機能する能動的な主体として語られていた。これに対してリカードウのばあいには、租税を商品価格に転嫁させるといふ点では市場は有効に作動するのだが、しかし、そのような商品価格への転嫁が進行し価格転嫁が全面化するにつれて市場の効果は逆に希薄となつていき、ついには消費者によつて租税が負担されえなくなつてしまう臨界点の出現を迎えるに至る、と語られているのである。リカードウにおいて「生産者」が登場するのは、まさにこの地点においてである。市場における需要と供給の減少を直ちに「生産者」による負担へと結びつけるセイの平面的な議論とは違つて、リカードウは、需要も供給も減少せず租税が価格に転嫁されるという枠組みは動かさずにおいたままで、「消費者」による租税負担の不可能（生産者による租税負担）を出現させるのである。リカードウの下では、「消費者」と「生産者」はセイのように同一平面に横並びしているのではなく、価格プロ

セスのいわば表層と深層に位相を異にして配置されていると言えよう。租税は生産者の「資本」と消費者の「収入」によって支払われると述べた、『原理』課税論の冒頭章（第八章）の以下の一文は、この論脈で理解すべきだろう。

「租税は、一国の土地と労働の生産物のうち、政府の自由処分任に任される部分である。そして究極的には、その国の資本か収入のどちらかから支払われる。」(Ricardo, 150)

リカードウは、機能麻痺する市場を見据えているのである。そのようなリカードウの視座は、恐らく、彼の歴史認識と結びついている。リカードウは、『原理』第四章「自然価格と市場価格について」において、市場価格が自然価格を下回れば資本が移出し、自然価格を上回れば資本が移入してくるといふ、資本移動を伴う価格プロセスの「原理」（これは資本配分にも通じていく）について詳述していたが、その際、「活動的である」はずのこの「原理」が作動せず「資本家」が「自分の場所」をまだ見つけられずに混乱している「例外」的な自らの時代について、次のように語っている。

「資本を各事業にまさに要求される額だけ配分する原理は、一般的に想定される以上に活動的であることを認めざるをえない。……「しかしながら」現在は、この所見の正当さに対する例外の一つであるように思われる。戦争の結果、以前ヨーロッパに存在していた雇用の分割をあまりにも攪乱したので、どの資本家も、今必要になった新たな分割の中に自分の場所をまだ見つけていないのである。」(Ricardo, 90)

「ポリテイカル・エコノミー」に「租税」という「ポリテイクス」をぶつけてみることを通して、「ポリテイカル・エコノミー」が表層の「収入」の領域の深層に「資本」の領域を並走させていることを、リカードウは以上のようにして抉り出すのであった。その際、両層の間を走り抜けていく価格プロセスが展開する場としての「市場」は、資本

に対する能動的な外貌をもちつつも、実は、既存の投資構造に深く捕らえられた受動的なものでもあった。しかもまた、租税の商品価格への転嫁が全面化していったいわばその絶頂において租税転嫁の不可能に急転するという叙述展開の中に、われわれは、中立的で無差別的な価格プロセスの中に潜在する 市場停止へのリカードウの視座を読み取った。市場が機能麻痺し資本が低迷の様相を見せている今日の「ポリテイカル・エコノミー」を考える上で、リカードウ課税論の理論的可能性は大きいと言えるだろう。

## V. 今日の租税原則論

租税原則は、それ自体が歴史的産物であり、各原則の課題はもとより、どの原則に比重が置かれるかも、時代とともに移り変わっていく。もちろん、マズグレイブが述べたように、課税の実際においては、「公平が行政上の複雑さを必要として中立性を妨げるかもしれないし、また、租税政策の調整のための利用が公平を妨げるかもしれない」から、諸原則間の「トレード・オフ」は免れようがないだろう (Musgrave, 235)。しかし、そうしたことは、複数の「原則」が存在する以上は避け難いことなのであって、だから重要なことは、それぞれの原則が担ってきた歴史的経緯を押さえ、現代における三原則の重心の在りかの再確定を通じて、適切な組み合わせを選び取っていくことであろう。リカードウの時代と同様に 資本混迷の様相を見せる今日、三原則はどう読み解いていったらよいだろうか。

まず第一に、「公平」の原則についてである。すでに述べたように、階級社会の世界史的解体とともに、今後、「垂直的公平」のさらなる進展が予想される。とはいえ、そのことは、必ずしも「水平的公平」の進展に直結するものではない。「垂直的不公平」の解体は、これまで階級社会の中に封じ込められてきた所得と資産の格差を一気に社会の

表面に噴出させ、「水平的」な格差を（目に見えるレベルで）拡大させることもありうるからである。今日の「公平」原則は、「公平」と「不公平」がこのように交錯する中で問われているのである。

その際、「公平」であるか「不公平」であるかという基準から、「不公平感」がないかあるかという主観的な基準に、「公平」についての人々の関心が比重を移しつつあることにも注目しておきたい。確かに、今日、「公平」であるか「不公平」であるかは結果であつて、スタートラインにおける「条件」の平等があれば結果の不平等は自己責任として引き受けるべきだという心情が、若者を中心にひろく行き渡りつつあるのが観察される。かつて封建社会では、租税支払い義務を遂行する一部の富裕者に限られていた「所有」と「自由」の観念が、いまや大衆化し国民一般のレベルに（主観的にせよ）着床しつつあるのである。

この傾向は、情報通信技術の飛躍的な発展とともに、間違いなく加速・増幅されていくだろう。各個人のレベルだけでなく、相続時の世代間レベルでの「条件」の格差に対しても、「不公平感」を嫌う厳しいチェックの視線がサイバー空間を飛び交うことになる。特定の諸個人（もしくは一族）による「条件」の独占がますます困難になっていく社会的雰囲気の中で、今後の「公平」原則は問われていくことだろう。<sup>10</sup>

第二に、「中立」の原則について。市場は必ずしも「市場の不完全性」を是正することができない、というマスメディアの立言については、すでに論じた。したがって、ここから、例えばP・サミュエルソンのように、「市場」の外側に「倫理」的な規準を設けて、「再分配」による「社会的福祉」の改善を立言するのも、一つのスタンスではあるだろう。<sup>11</sup>しかし、リカードウのように、すでに何らかのポリテクスによつて潤色されたポリテクカル・エコノミーの内側に踏み留まり、エコノミーそのものの機制を明らかにしようとする理論態度もまた、一つのスタンスであ

りうるだろう。

この点に関連して、最近頻繁に耳にするようになった「死荷重 deadweight loss」という概念に注目したい。この概念は、租税によってひき起こされる市場の非効率性がもたらす追加的な超過負担のことだが (cf. Krugman, 2005 [2004], p.102; 訳二二四頁)、「死」という語を含むためもあってだろうか、財政学の分野を除けば、サミュエルソンが『経済学』第八版 (一九七〇年) でこの語の記述を大幅に拡充したのを例外として (cf. Samuelson, 1970 [1955], p.438; 訳七四四頁、および Samuelson, 1967)、『経済学の教科書で議論されることはほとんどなかった。しかし、ここ十年位の間状況が一変して、今日では、ミクロ経済学のほとんどの教科書で、「中立」原則に結びつけて「死荷重」が論じられるようになってきている。<sup>(12)</sup>

動く車両は停止時に死重 (dead weight) を顕在化させるのだが、市場が機能麻痺し資本の停止もしばしば表面化している今日、この概念が脚光を浴びているのは偶然ではあるまい。今後、「中立」原則は、ポリティカル・エコノミーを真正面から問題設定するリカードウのスタンスを範としつつ、動く資本の「重さ」の析出という新しい理論領域を開拓させていくかもしれない。<sup>(13)</sup>

第三に、「簡素」の原則に関連して。すでに指摘したように、マズグレイブがこの原則を納税者の「理解」と結びつけて把握していたことは、「簡素」原則が「政府」形成の議論へと進展していく可能性を暗示している。かつてJ・J・ルソーは『社会契約論』において、「政府」を、主権者と人民の「中間団体」として掴み、《主権者・政府∥政府・人民》という連比の喩えによって、「臣民と主権者との間にその相互の交通のために確立され、法の執行と市民的・政治的な自由の維持を負う中間的な団体」としての「政府」を問題設定しようとした (Rousseau, 1971 [1762],

pp.539～42; 訳八二～九〇頁)。またJ・A・シュンペーターは『資本主義・社会主義・民主主義』の中で、主権の行使を、立法議員を選挙する権利と、行政を担当する内閣を組織する権利とに分け、通常の《前者↓後者》でなく《後者↓前者》へと手続きをあえて逆転させることによって、「民主主義」の実質化を図ろうとした(Schumpeter, 1942, p.269; 訳四二九～三〇頁)。

今日のポリティクスの課題が、もはや単なる政治権力の位置の交代だけではなく(もちろんそれは決定的に重要ではあるのだが)、行政の実行組織としての官僚制度の改編も含む、政府機構全体に多層的な改革の意思決定をいかに現実に刻み込んでいくかにあることは、ひろく痛感されるところとなっている。ルソーやシュンペーターが語った「政府」が、いまや根底的に重要な課題として照明を浴びようとしているのである。

今後、「簡素」の原則をめぐる議論は、行政コストと政府規模の縮小の方向だけでなく、納税者の政府についての「理解」をより深化させるような情報収集力の向上の面でも展開されていくと予想される。建て前としての情報公開に守られつつ、行政当局の下に一括集中している原データを、望ましい政府の内実と規模を照らし出すように仕分けし実効ある政策資料へと仕立て上げていけるような、より良質な政府情報としていかに引き出してくるかという、納税者の情報請求能力が問われることになるだろう。<sup>14)</sup>

スミスの時代以来、租税原則が置かれた歴史的位相は大きく変動し、今日なお変動しつつある。「公平」原則が対象とする社会的基盤は大衆化し、新たな次元での「所有」の確立が出現した。エコノミーの無限の増大に支えられた市場原理の下での「中立」原則は、頻発する「市場の不完全性」に直面して、ポリティカル・エコノミーの「重さ」そのものを問題の中心に据えて再考される気配を見せている。「簡素」原則は、行政規模の縮小のみを追求する矮小

な枠組みから、「政府」全般に関わる租税情報の「理解」の深まりへと、言説の重心を移しつつある。本稿は、エコノミーとポリティクスの再組織を課題としてきた経済学の古典の眼を通して、今日のそのような萌芽的な動向の一端を書き留めようとしたものである。

- (1) 本稿でテキストとして用いるのは、Ricardo (1951[1817])、Smith (1976[1776])、Musgrave (1980[1973])、および Say (2006[1803]) である。煩雑を避けるため、これらの著書からの引用に際しては、(Ricardo, ×××) (Smith, ×××) (Musgrave, ×××) (Say, ×××) のように略記して示すことにする。尚、文中、(……) は中略を示す。傍点および「」は、すべて筆者のものである。
- (2) 諏訪園、二〇一一、一四～一五頁。
- (3) 佐藤、二〇〇六、三～四頁および一四頁参照。
- (4) 馬場啓之助は『経済学原理』の「訳者解題A」で、こう述べている。「マーシャルは、一方において経済学の基本的な問題は経済社会の有機的成長の過程を説明することにあると確信しながら、他方においては経済分析に新しい数理解析的な用具を導入し、純粹理論を展開する道を開いた。古典派の political economy に代えて economics という概念をはじめてつかったのは、マーシャルであった。」(馬場、一九六五、二九六頁)
- (5) 「公的領域と私的領域、ポリスの領域と家族の領域、そして共通世界に関連する諸活動と生命の維持に関連する諸活動——これらそれぞれ二つのものの間の決定的な区別は、古代の政治思想がすべて自明の公理としていた区別である。……古代の思想に従えば『政治経済 political economy』という用語は用語矛盾であった。」(Arendt, 1958, pp.28～29; 訳四九～五〇頁)
- (6) Robert, 1978, p.600、および、小林昇、一九八九、八六頁を参照のこと。
- (7) したがって「エコノミー」は、後の時代に考えられているように、単に流通や市場の分野に限定される概念ではなかった。試みに手近の英和辞典をひいてみれば、'the economy of nature' と 'the economy of plant' という用例が出てくる。前者は、「自

然界の理法」と訳され、後者は、植物が花をつけ・実を結び・種子が地に落ち・芽が出・茎が伸び・葉が茂り・花が咲くという植物の生命循環の意味であり、いずれも「自然の摂理（秩序だった動き）」に近い意味でこの語が使用されていることを伝えている（研究社、一九六〇年、五四九頁）。

(8) 例えば、W・ピットが一九九九年に戦費調達のために創設した「所得税」は、納税者が人口の三パーセント、納税総額の九割近くが所得額二〇〇ポンド以上の中産階級（人口の〇・七五パーセント）に賦課されたものであったし（佐藤、二〇〇六、一二頁、三五頁）、同様に、日本における明治二〇年創設の所得税も、年所得二〇〇円以上の高額所得者一二万人に賦課されたやはり富裕者税であった（高木、二〇〇七、一七～二〇頁）。

(9) 「超過負担を避けるために租税は中立的でなければならない」という命題は、租税が存在しなければ効率的な市場に租税が導入されるといふ仮説に立脚している。民間部門における市場の不完全性 market imperfections を是正するために租税が利用される場合には、中立性が望ましいという考え方は当てはまらない。」（Musgrave, 324）

(10) アメリカのジャーナリストであるB・フェイラーは、ルーズベルト大統領の「四つの自由」（言論の自由・信仰の自由・飢餓からの自由・恐怖からの自由）に加えて、インターネットやウェブサイトへの自由で束縛されない「つなぐ自由」を「第五の自由」と呼び、ネット世代の匿名の横の繋がりが二〇一一年のエジプトのムバラク政権倒壊に与えたインパクトをルポルタージュとして（Feiler, 2011, pp.137～38）。

(11) 「倫理体系それぞれの立場から言っても、再分配をはかる税制によって社会的福祉を改善したほうがよいということになりそうだ」（Samuelson, 1980, p.436; 訳四九一頁）。サミュエルソンはまた、「環境や安全性にかんする政府による統制規則は、……慣習的なGNPにおいて失うものをNEWにおいて取得する」とも述べて、「NEW（経済純福祉）」という規準による「政府による統制規制」にまで踏み込んだ議論もおこなっている（ibid, p.748; 訳八五〇頁）。

(12) 例えば、ステイグリッツは『ミクロ経済学』の第二版（一九九七年）と第三版（二〇〇二年）の間で、「死荷重」についての記述を大幅に拡充している（Stiglitz, 2002, pp.206～7; 訳一九八～二〇一頁、cf. Stiglitz, 1997）。マンキューに至っては「死荷重」の概念が、図表を使って丹念に解説されるだけでなく、関税や独占のようなより応用的なレベルでも展開・検討さ

- れ、さらにはインフレーションとの関連でマクロ経済学の領域においてさえ取り上げられているほどである (Mankiw, 2004)。
- (13) 古典経済学の研究においても、例えば羽鳥卓也が、ナポレオン戦争後の穀物輸入をめぐるマルサスが示した物価下落の「重い負担 deadening-weight」への懸念に着目していることを、紹介しておこう (羽鳥、二〇一三、九頁)。
- (14) 伊藤正純は、スウェーデンにおける租税制度への国民の信頼度の高さが租税情報の可視化(「見える化」と結びついている)ことを、二〇クローナ(約三〇〇〇円)ごとに区切られた階層別の税負担率の一覧表や年齢別の負担・受益を一望表示する図表データのような、実際に作成しうる情報公開資料の具体的な紹介を通して、解明している (伊藤、二〇一三)。

## 参考文献

- Arendt, H. (1958), *The Human Condition*, The University of Chicago Press, Chicago & London; 志水速雄訳『人間の条件』ちくま学芸文庫、一九九四年。
- Feiler, B. (2011), *Generation Freedom: The Middle East Uprisings and the Remaking of the Modern World*, New York, Harper Perennial,
- Krugman, P. & Wells, R. (2005[2004]), *Microeconomics*, 2nd edition, Worth Publishers, New York; 大山道広他訳『ミクロ経済学』[第二版] I・II』東洋経済新報社、二〇〇七年。
- Mankiw, N.G. (2004[1992]), *Principles of Microeconomics*, 3rd edition, Thomson; 足立英之他訳『マンキュー経済学』[第二版] I・II』東洋経済新報社、二〇〇五年。
- Marshall, A. (1920[1890]), *Principles of Economics*, 8th edition; 馬場啓之助訳『経済学原理』I~IV、東洋経済新報社、一九六五年。
- Musgrave, R.A. (1959), *The Theory of Public Finance: A Study in Public Economy*, New York, Toronto, London Book Company, Inc.: McGraw-Hill; 大阪大学財政研究会訳『財政理論』全三冊、有斐閣。
- Musgrave, R.A. & Musgrave, P.B. (1980[1973]), *Public Finance in Theory and Practice*, 3rd edition, New York: McGraw-Hill

- Book Company; 木下和夫監訳『財政学』Ⅰ～Ⅲ、有斐閣、一九八三～八四年。
- Ricardo, D. (1951 [1817]), *On the Principles of Political Economy, and Taxation*, edited by P. Sraffa with the Collaboration of M.H.Dobb, Cambridge: Cambridge University Press; 堀経夫訳『経済学および課税の原理「リカード全集Ⅰ」』雄松堂、一九七二年。
- Robert, P. (1978), *Dictionnaire : Alphabétique & Analogique de la Langue Francaise [Petit Robert]*, Société du Nouveau Litre.
- Rousseau, J.J. (1971 [1762]), *Du Contrat Social, Rousseau Oeuvres Complètes*, vol.2, Edition de Seuil, Paris; 桑原武夫・前川貞次郎訳、岩波書店、一九五四年。
- Samuelson, P.A. (1967 [1955]), *Economics*, 7th edition, McGraw-Hill; 都留重人訳『経済学』第七版』岩波書店、一九六八年)。
- Samuelson, P.A. (1970 [1955]), *Economics*, 8th edition, McGraw-Hill; 都留重人訳『経済学』第八版』岩波書店、一九七一年)。
- Samuelson, P.A. (1980 [1955]), *Economics*, 11th edition, McGraw-Hill; 都留重人訳『経済学』第十一版』岩波書店、一九八一年)。
- Say, J.-B. (2006 [1803]), *Traite d'économie politique, ou simple exposition de la manière dont se forment, se distribuent et se consomment les richesses*, éditées par Emmanuel Blanc, Pierre-Henri Goutte, Gilles Jagoud, Claude Mouchot, Jean-Pierre Potier, Michèle Saquin, Jean-Michel Servet, Philippe Steiner et Andre Tiran, Paris: Economica, 2vols; 増井幸雄訳『経済学』上・下、岩波書店、一九二六～二九年。
- Schumpeter, J.A. (1942), *Capitalism, Socialism, and Democracy*, Harper & Brothers Publishers, New York and London; 中山伊知郎・東畑精一訳『資本主義・社会主義・民主主義』東洋経済新報社、一九九五年。
- Smith, A. (1976 [1776]), *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, edited by R.H.Campbell and A.S.Skinner, Oxford University Press, 2vols; 大河内一男監訳『国富論』Ⅰ～Ⅲ、中公文庫、一九七八年。
- Stiglitz, J.E. (1997 [1993]), *Economics*, 2nd edition, Norton & Company; 藪下史郎他訳『ミクロ経済学』第二版』東洋経済新報社、二〇〇〇年。
- Stiglitz, J.E. and Walsh, C.E. (2002 [1993]), *Economics*, 3rd edition, Norton & Company; 藪下史郎他訳『ミクロ経済学』第三版』

版』東洋経済新報社、二〇〇六年。

馬場啓之助 (一九六五) 「マーシャルと『経済学原理』」マーシャル『経済学原理』I、東洋経済新報社所収。

羽鳥卓也 (二〇一三) 「マルサスの戦後不況論」羽鳥他編著『経済学の地下水脈』晃洋書房。

伊藤正純 「スウェーデンの税における負担と受益の見える化」『撰南経済研究』第二卷第一・二号、二〇一二年。

岩田規久男 (一九九三) 『ゼミナール ミクロ経済学入門』日本経済新聞社。

研究社 (一九六〇) 『新英和大辞典』研究社。

小林昇 (一九八九) 『ポリティカル・エコノミー』の射程』『小林昇経済学著作集XI』未来社。

佐藤滋正 (二〇〇六) 『リカードウ価格論の研究』八千代出版。

諏訪園健司編著 (二〇一三) 『日本の税制 (平成二三年版)』財経詳報社。

高木勝一 (一九九八) 『現代財政学』八千代出版。

高木勝一 (二〇〇七) 『日本所得税発達史』ぎょうせい。

本間正明編著 (一九九〇) 『ゼミナール 現代財政入門』日本経済新聞社。